重要事項説明書
契　約　書
同　意　書

医療法人やわらぎ会
グループホーム第３やわらぎ

グループホーム第３やわらぎ　重要事項説明書

【令和８年８月１日現在】

１　概　要

⑴　ご利用施設

名　称　　グループホーム第３やわらぎ
所在地　　函館市桔梗町 379 番地 48
電　話　　０１３８―４７―７７２５
利用定員　18 名（２ユニット）

⑵　主な施設（１ユニット当り）

食堂兼居間	１箇所	入居者の憩いの場
便　所	３箇所	１箇所車椅子対応
浴　室	１箇所	
居　室	９　室	全個室対応
洗濯室	１箇所	

⑶　職員体制

	常勤	非常勤	合計	記　　事
ホーム長	１		１	管理者兼計画作成担当者兼介護職員
管理者	２以上		２以上	ホーム長兼計画作成担当者兼介護職員 計画作成担当者兼介護職員
計画作成担当者	２以上		２以上	ホーム長兼管理者兼介護職員 管理者兼介護職員
看護職員				
介護職員	６以上		６以上	
介護支援専門員	（1）		（1）	

日勤：８：45 から 17：15 まで
夜勤：16：45 から翌日９：00 まで

⑷　営業日及び営業時間

24 時間　365 日

２　料　金　別紙１．別紙２（短期利用共同生活介護費及び介護予防短期利用共同生活介護費）参照

３　緊急時の対応

入居中に容体の変化等があった場合は、事前に聞き取りを実施した家族の希望を踏まえ、入居者本人の主治医の指示を受け対処します。

【協力医療機関】
名称　医療法人同仁会　函館記念病院
住所　函館市亀田本町 36 番１号
名称　医療法人徳洲会　共愛会病院
住所　函館市中島町７番 21 号
名称　医療法人玄心会　吉田眼科病院
住所　函館市本通２丁目 31 番８号
名称　医療法人社団秀道会　ひでしま内科クリニック
住所　函館市本北浜町２番２号
【協力歯科機関】
名称　医療法人社団マリナ会　函館デンタルケアクリニック
住所　函館市富岡町１丁目 31 番１号

４　医療連携体制
⑴　日常的な健康管理を含めて急性期における医師や医療機関との連携体制を確立しています。
⑵　入院時における、居住費、食費、光熱水費等は別紙１を参照してください。
⑶　看護師による、24 時間連絡体制を確保します。
⑷　看取りに関する指針を設けています。

５　事故発生時の対応方法
サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
事故の状況及び事故に際して採った処置については記録します。
利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

６　衛生管理
サービスを提供するのに必要な整備・備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。

７　身体拘束等の原則禁止
⑴　身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこれを除きます。
⑵　身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、機関等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行います。

⑶　身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行うとともに、経過観察記録を整備します。

8　虐待防止のための措置

入居者の人権の保障、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

9　地域との連携

利用者、家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置します。

２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けます。

また運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表します。

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。

また、事業所に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

10　禁止事項

当ホームでは、多くの方に安心して日常生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

火災予防の為、ジュータンを使用する際は防火性のものを使用してください。

また居室へのタバコの持ち込み・火気発生の恐れのある物の持ち込み・危険物の持ち込みはご遠慮ください。

11　退居

次の場合は退居してもらうことがあります。

⑴　入居者又は家族が退居を申し出た場合。

⑵　本人が死亡された場合。

⑶　要介護認定により、自立又は要支援１と判定された場合。

⑷　極端な暴力行為や自傷行為により共同生活を送ることが困難となった場合。

12　非常災害対策

非常火災等が発生した場合は、入居者の避難等適切な措置を講じます。

ホームでは、スプリンクラー、消火器、消火栓等の防火設備を整備しており、年２回の防火訓練と自然災害訓練を実施し、非常に備えております。

13　業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、入居者に対し認知症対応型共同生活介護等のサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

14　サービス内容に関する相談・苦情担当

当事業所に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいている各サービスについてのご要望を承ります。

⑴　ご利用者相談・苦情窓口　冨樫　正範

電話　　0138―49―8555

E-mail　nishikikyo@yawaragikai.com

⑵　函館市役所　保健福祉部　高齢福祉課

電話　　0138－21―3025

⑶　北海道国民健康保険団体連合会　総務部介護保険課企画・苦情係

電話　　011―231―5175

グループホームの苦情処理について

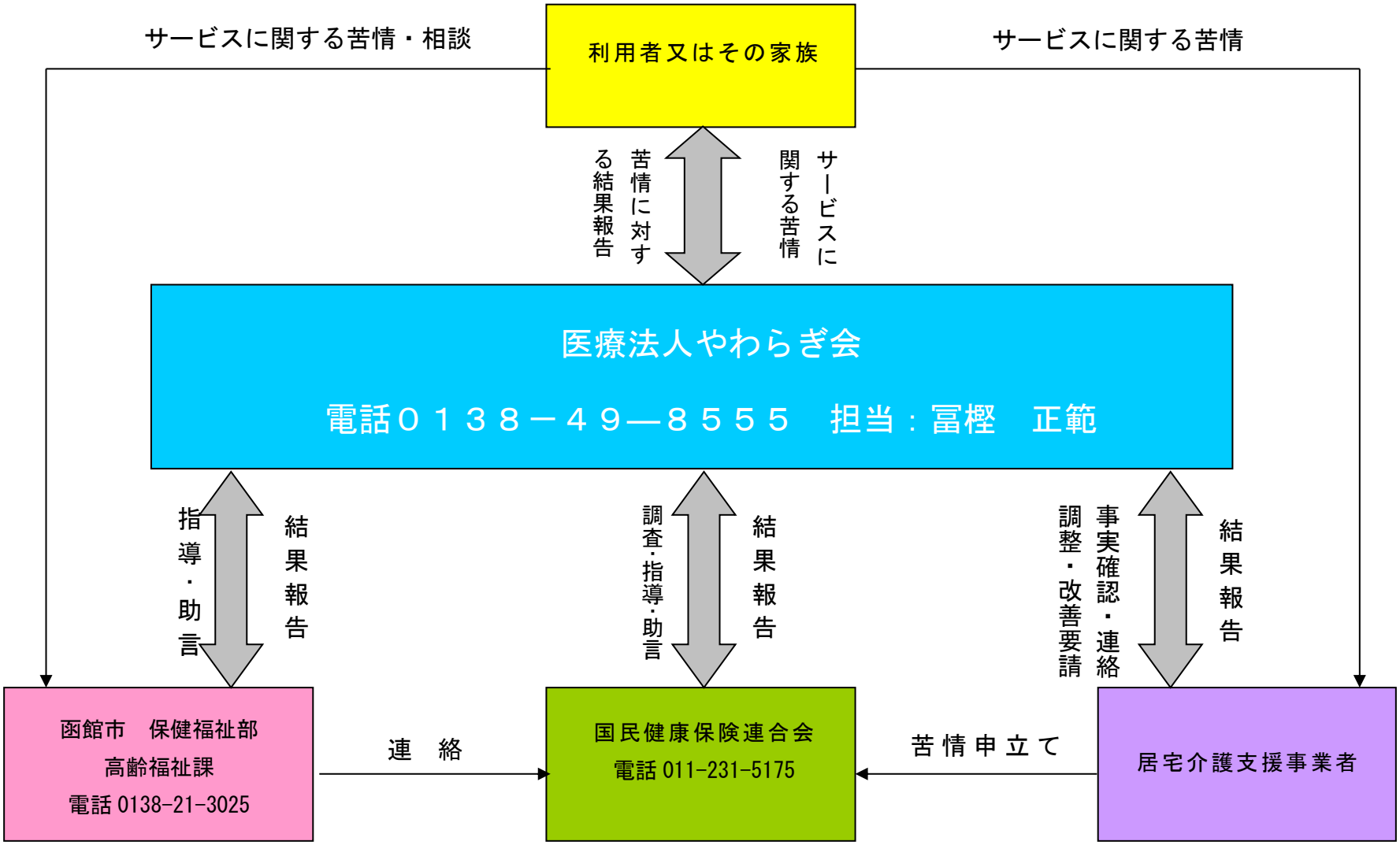

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護及び介護予防短期利用共同生活介護契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「契約者」といいます）と医療法人やわらぎ会グループホーム第３やわらぎ（以下、「事業者」といいます）は事業者が利用者＿＿＿＿＿＿＿＿氏に対して行う認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス及び短期利用共同生活介護サービス及び介護予防短期利用共同生活介護サービスについて、つぎのとおり契約します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス及び短期利用共同生活介護サービス及び介護予防短期利用共同生活介護サービスを提供し、契約者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第２条　本契約は、契約者が本契約書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、内容が改定されない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し利用することができるものとします。

（連帯保証人）

第３条　事業者は、契約者に対して連帯保証人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、連帯保証人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

２　連帯保証人（利用者の身元引受人を含みます。）は本契約に基づく事業者に対する一切の債務について極度額 60 万円の範囲内において、契約者と連帯してその履行の責任を負うものとします。

（利用基準）

第４条　利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

①要支援２以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。

②小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

③自傷他害のおそれがないこと。

④常時医療機関において治療をする必要がないこと。

⑤本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること。

（認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画及び短期利用共同生活介護計画及び介護予防短期利用共同生活介護計画の作成）

第５条　事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、契約者及び利用者と介護従事者との協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画及び短期利用共同生活介護計画及び介護予防短期利用

共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。

２　事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。

３　契約者及び利用者は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または契約者の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。

４　事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び契約者に対し、内容を説明します。

（サービスの内容及びその提供）

第６条　事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

①　介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。

ｱ　入浴、排泄、食事、着替え等の介助

ｲ　日常生活上の世話

ｳ　日常生活の中での機能訓練

ｴ　相談、援助

②　介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。

２　事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

３　事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を契約者に報告します。

４　事業者は保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

（医療の連携体制）

第７条　事業者は利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。

２　事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急医療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

３　事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。

４　看護師による 24 時間連絡体制を確保します。

（運営推進会議）

第８条　利用者、家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を

管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置します。２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けます。また運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表します。

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。また、事業所に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

（利用料等の支払）

第９条　契約者は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。

２　事業者は、契約者が事業者に支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払を受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。

３　事業者は、契約者又は利用者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月８日に送付することとし、土・日・祝日に当たる時は、その翌日とする。なお、８日前に支払う事は原則できません。契約者は事業者に対し、当該合計額をその月の 15 日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

４　事業者は、契約者又は連帯保証人から利用料等の支払いを受けたときは、契約者又は連帯保証人に対し、領収書を発行します。おむつ代、理美容代各実費とする。価格については別紙参照。

（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

第 10 条　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス及び短期利用共同生活介護サービス及び介護予防短期利用共同生活介護サービスを提供した場合において、契約者又は連帯保証人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、契約者又は連帯保証人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

（利用者及び契約者の権利）

第 11 条　利用者は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

①　独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。

②　生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること。

③　安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できる

こと。

④　自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。

⑤　必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること。

⑥　家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られること。

⑦　地域社会の一員として生活し、選挙その他の一般市民としての行為を行えること。

⑧　暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。

⑨　生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。

⑩　生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること。（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。）

（利用者及び連帯保証人の義務）

第 12 条　利用者及び契約者は、グループホームのサービスに関しては以下の義務を負います。

①　利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること。

②　他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。

③　特段の事情がない限り、利用者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと。

ただし、利用者又は契約者が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び契約者が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

④　事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること。

⑤　市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び契約者は協力すること。

（造作・模様替え等の制限）

第 13 条　利用者及び契約者は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は契約者は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者及び契約者の負担とします。

２　利用者及び契約者は、事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。

３　利用者及び契約者は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

（契約の終了）

第 14 条　次の各号のーに該当する場合は、この契約は終了します。

①　要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援１と認定された場合。

②　利用者が死亡した場合。

③　利用者又は契約者が、第 14 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満

了した日。

④　事業者が第 15 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日。

⑤　利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき。

ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は契約者と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。

⑥　利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。

（利用者の契約解除）

第 15 条　利用者及び契約者は事業者に対し、いつでも 14 日の予告期間をおいてこの契約を解除することができます。

（事業者の契約解除）

第 16 条　事業者は利用者及び契約者に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間をおいて、この契約を解除することができます。ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第２号を除き利用者及び契約者に十分な弁明の機会を設けるものとします。

①　正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を３ヶ月分滞納したとき。

②　伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要があるとき。

③　利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき。

④　利用者又は契約者が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

（退居時の援助及び費用負担）

第 17 条　契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退居するときは、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関と連携して、利用者及び契約者に対して、円滑な退居のために必要な援助を行います。なお、利用者の退居までに利用者の生活に要した費用等の実費は、契約者の負担とします。

（損害賠償）

第 18 条　事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

２　事業者は、万が一の事故発生に備え損害賠償責任保険に加入しています。

３　利用者の故意又は重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は契約者又は連帯保証人が負担します。

（秘密保持）

第 19 条　事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、連帯保証人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

２　あらかじめ文書により利用者又は契約者及び連帯保証人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

（合意管轄）

第 20 条　本契約に起因する紛争に関しての訴訟の必要が生じたときは、地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、契約者及び連帯保証人、事業者は予め合意します。

（契約に定めない事項）

第 21 条　この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、契約者及び連帯保証人、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

第 22 条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村当該利用者の家族、当該利用者に必要な措置を講じます。

重度化した場合における対応の指針
（看取りに関する指針を含む）

１　基本方針

当事業所では，本人の意思及び家族等の意向を尊重し、重度化した場合も主治医・看護師等と連携して、できる限り住み慣れたグループホームでの生活を継続できるよう支援します。入院時も、退院後に安心して戻れる生活の場を守ることを大切にします。

２　日常の健康管理と医療機関との連携

介護職員は日常の健康状態や変化を把握し、グループホーム内の看護師又は介護老人保健施設やわらぎ苑上磯・西桔梗の看護師と連携して健康管理を行います。必要に応じて、主治医や協力医療機関へ相談し、適切な医療につなげます。

３　病状の悪化及び緊急時の対応

病状の悪化や急変時には、速やかに看護師・主治医等へ連絡し、必要な対応を行います。夜間は夜勤職員が看護師と連携し、緊急性が高い場合は救急要請を行います、受診・入院が必要な場合は、家族等へ状況を説明し、必要な支援を行います。

４　入院中の対応及び退院後の生活への支援

入院は、直ちに退居を意味するものではありません。当事業所が「安心して帰ってこられる場所」であり続けられるよう、入院中も原則として従前の居室を確保します。医療機関や家族等と退院の見通しを確認し、主治医等の意見を踏まえて、可能な限り速やかな生活再開を支援します。受入れが困難な場合等は、今後の対応を本人・家族等と協議します。

５　入院期間中の居室費及び食費の取扱い

退院後に戻るための居室を確保することから、入院中も契約に定める居室費をご負担いただきます。一方、入院中は食事を提供しないため、食費は徴収しません。入院が長期化する場合は、居室の確保と費用負担を含めて本人・家族等と協議します。

６　看取りに関する基本的な考え方

人生の最終段階においても、本人の尊厳を守り、苦痛や不安の軽減に努めます。グループホーム内での看取りは一律に否定せず、本人・家族等の意向、主治医・看護師との連携体制及び当事業所で対応できる介護・看護の範囲を踏まえて個別に検討します。医療機関での対応が必要な場合は、適切な医療につなげます。

７　本人及び家族等との話し合い・意思確認

重度化や看取りへの対応は本人の意思を基本とし、家族等及び関係職種と話し合って方針を確認します。本人の意思確認が難しい場合は、これまでの意向や価値観を踏まえて検討します。状況や意向の変化に応じて話し合いを重ね、その内容を記録・共有します。

８　家族等への連絡及び支援

病状の変化や緊急時に備え、家族等との 24 時間の連絡体制を確保します、急変時、入院時及び看取りの際には、状況や対応方針を丁寧に説明し、相談に応じます。

個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

１　使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議、運営推進会議等において必要な場合。

２　使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者。

３　使用する期間

契約で定める期間。

４　使用にあたっての条件

（１）個人情報の提供は、１に記載する目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
（２） 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
（３）介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守すること。

５　個人情報の内容（例示）

（１）氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が施設サービス支援を行う為に最低限必要な利用者や家族・個人に関する情報。
（２）　認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見、入所・短期・通所時 個人調査票、サービス計画、ホームページへの掲載。
（３） その他の情報

医療法人やわらぎ会
グループホーム第３やわらぎ
理事長　　枝　澤　　寛　様

当事業所は、上記の内容について利用者に説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事業所所在地　函館市桔梗町 379 番地 48
法　人　名　医療法人やわらぎ会
代 表 者 名　　理 事 長　枝　澤　　寛
事 業 所 名　グループホーム第３やわらぎ
説 明 者 氏 名

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和　　年　　月　　日

住　所
利　用　者
氏　名

住　所
利用者家族代表　氏　名
続　柄

私は、入所者が認知症対応型共同生活介護サービスについて、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、内容について同意したことを確認しましたので、私がその署名を代行します。

住　所
利用者代理人　氏　名
続　柄

〔請求書・明細書及び領収書の送付先〕

住　　所	〒
氏　　名	（続柄　　）
電話番号	

〔緊急時の連絡先〕

住　　所	〒
氏　　名	（続柄　　）
電話番号	

別紙１

料　金　表

認知症対応型共同生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費料金表

１．基本料金（一割負担表記）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

⑴利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担です。）

- 要支援２　749 円
- 要介護１　753 円
- 要介護２　788 円
- 要介護３　812 円
- 要介護４　828 円
- 要介護５　845 円

①若年性認知症利用者受入加算　120 円／日

②入院時費用　246 円／日（月６日限度）

③初期加算（入居した日から 30 日以内の期間）　30 円／日

④医療連携体制加算（要支援は除く）

加算（Ⅰ）イ　57 円／日

加算（Ⅰ）ロ　47 円／日

加算（Ⅰ）ハ　37 円／日

⑤協力医療機関連携加算　100 円／月

⑥退居時相談援助加算　400 円／回（1 回に限り）

⑦退所時情報提供加算　250 円／回（1 回に限り）

⑧新興感染症等施設療養費　240 円／日（月１回５日限度）

⑨認知症専門ケア加算

加算（Ⅰ）　３円／日

加算（Ⅱ）　４円／日

⑩認知症チームケア推進加算

加算（Ⅰ）　150 円／月

加算（Ⅱ）　120 円／月

⑪口腔衛生管理体制加算　30 円／月

⑫口腔・栄養スクリーニング加算　20 円/回（6 ヶ月に 1 回を限度）

⑬科学的介護推進体制加算　40 円/月

⑭サービス提供体制強化加算

加算（Ⅰ）　22 円／日

加算（Ⅱ）　18 円／日

加算（Ⅲ）　６円／日

⑮生産性向上推進体制加算

加算（Ⅰ）　100 円／月

加算（Ⅱ）　10 円／月

⑯高齢者施設等感染対策向上加算

加算（Ⅰ）　10 円／月

加算（Ⅱ）　5 円／月

⑰介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

所定単位数に２２.８％を乗じた金額が加算されます。

⑱看取り介護加算（短期利用/介護予防を除く）

死亡日４５日前～３１日前　７２円／日

死亡日３０日前～４日前　１４４円／日

死亡日前々日、前日　６８０円／日

死亡日　1,２８０円／日

２．その他の料金・**(自費負担表記)**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

⑴　室料　月額 29,000 円

⑵　食費　日額　1,600 円

⑶　光熱水費　月額 25,000 円

⑷　暖房費　月額　3,000 円（10 月１日から４月 30 日）

⑸　おむつ代・理髪代　実費

※ 外泊時の場合

利用料は、外泊期間のうち、初日と最終日を除いた日は請求しません。

※ 入院時の場合

室料は、お部屋を確保している間は請求します。

食費は、在所日数分を請求します。

光熱水費は、日割計算します。

暖房費は、当該月を請求します。

※ 途中入退所の場合

室料、光熱水費については 30 で除し、在所日数に乗じたものとします。

別紙２

短期利用共同生活介護費及び介護予防短期利用共同生活介護費料金表

１．基本料金（一割負担表記）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

⑴利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担です。）

・要支援２	777 円
・要介護１	781 円
・要介護２	817 円
・要介護３	841 円
・要介護４	858 円
・要介護５	874 円

①認知症行動・心理症状緊急対応加算　200 円／日（7 日間限度）

②若年性認知症利用者受入加算　120 円／日

③医療連携体制加算（要支援は除く）

加算（Ⅰ）イ	57 円／日
加算（Ⅰ）ロ	47 円／日
加算（Ⅰ）ハ	37 円／日

④新興感染症等施設療養費　240 円／日（月１回５日限度）

⑤サービス提供体制強化加算

加算（Ⅰ）	22 円／日
加算（Ⅱ）	18 円／日
加算（Ⅲ）	６円／日

⑥介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

所定単位数に２２.８％を乗じた金額が加算されます。

２．その他の料金・**（自費負担表記）**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

⑴	室料	月額 29,000 円
⑵	食費	日額　1,600 円
⑶	光熱水費	月額 25,000 円
⑷	暖房費	月額　3,000 円（10 月１日から４月 30 日）
⑸	おむつ代・理髪代	実費

※ 室料、光熱水費については 30 で除し、在所日数に乗じたものとします。

（別紙）

理　美　容　料　金　表

理髪の料金は下記の通りとなります。

利用内容	料　金
顔そり	１，６５０円
カット	１，８７０円
カット・顔そり	２，２００円
カット・顔そり・シャンプー	２，４２０円
パーマ（シャンプー込み）	３，３００円
毛染め（シャンプー込み）	３，３００円
パーマ総合	４，９５０円
毛染め総合	４，９５０円

お　む　つ　料　金　表

おむつの料金は下記の通りとなります。

品　名	パック@（税込）
外モレ安心さらさらパッド男女	２，０１０円
尿パッドＲ（男女兼用）	１，３８５円
かんたんパッドＲ	１，６８５円
長時間安心パッド	２，８７０円
一晩中安心パッド（ウルトラ）	３，０２５円
テープ止め　Ｍ	２，９７０円
テープ止め　Ｌ	３，０４０円
テープ止め　ＬＬ	３，４５０円
リハビリパンツＲ　Ｓ	２，８１０円
リハビリパンツＲ　Ｍ	２，８５０円
リハビリパンツＲ　Ｌ	２，８９０円
リハビリパンツＲ　ＬＬ	２，９５０円